摂津市議会

民生常任委員会記録

平成24年6月13日

摂 津 市 議 会

目 次

民生常任委員会 6月13日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局	
職員、審査案件	·····1
開会の宣告	2
市長あいさつ	
委員会記録署名委員の指名	2
議案第40号所管分の審査	2
質疑(山崎雅数委員、弘豊委員、南野直司委員、本保加津枝委員)	
議案第42号所管分の審査	6
質疑(弘豊委員、山崎雅数委員、南野直司委員)	
議案第41号の審査	8
質疑(弘豊委員、山崎雅数委員)	
採決	
所管事務調査について	-12
閉会の宣告	13

民生常任委員会記録

1. 会議日時

平成24年6月13日(水)午前10時 1分 開会 午前11時21分 閉会

1. 場所

第二委員会室

1. 出席委員

委員長 森内一蔵 副委員長 本保加津枝 委 員 南野直司 委 員 弘 豊 委 員 山崎雅数 委 員 嶋野浩一朗

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市 長 森山一正 副市長 小野吉孝 生活環境部長 杉本正彦 同部次長 井口久和 市民活動支援課長兼コミュニティプラザ館長 橋本英樹 市民課長 船寺順治 保健福祉部長 福永冨美子 同部次長兼国保年金課長 堤 守 高齢介護課長 石原幸一郎 高齢介護課参事兼地域包括支援センター長 川口敦子

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 寺本敏彦 同局書記 寺前和恵

1. 審查案件(審查順)

議案第40号 平成24年度摂津市一般会計補正予算(第1号)所管分 議案第42号 住民基本台帳法の一部改正及び外国人登録法の廃止に伴う関係条例の 整備に関する条例制定の件所管分

議案第41号 平成24年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算(第2号) 所管事務調査について (午前10時1分 開会)

○森内一蔵委員長 おはようございます。 それでは、ただいまから民生常任委員 会を開会いたします。

理事者からあいさつを受けます。 森山市長。

○森山市長 おはようございます。

きょうは、本会議に引き続きましての 常任委員会、大変ご苦労さまでございま す。

きょうは、過日の本会議で当委員会に 付託されました3案件についてご審査を いただくわけでございますが、何とぞ慎 重審査の上、ご可決賜りますようよろし くお願いいたします。

- 一たん中座いたしますが、よろしくお 願いします。
- ○森内一蔵委員長 あいさつが終わりま した。

本日の委員会記録署名委員は、本保委員を指名いたします。

審査の順序につきましては、お手元に 配付しております案のとおり行うことに 異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森内一蔵委員長 異議なしと認め、そ のように決定いたします。

暫時休憩します。

(午前10時2分 休憩) (午前10時3分 再開)

○森内一蔵委員長 再開します。 議案第40号所管分の審査を行います。 本件については、補足説明を省略し、 質疑に入ります。

質疑のある方。

山崎委員。

○山崎雅数委員 一般コミュニティ助成 金が入ってくるというようなことで、コ ミュニティプラザの事業に器具費として 上がっているが、この中身を説明いただ けますか。

- ○森内一蔵委員長 橋本課長。
- ○橋本市民活動支援課長 今回、導入いたします分につきまして説明いたします。

240万円の宝くじ助成の決定がありまして、その内訳でございますが、ディスプレイセット、インフォメーションディスプレイとして一式、大判プリンター、インクジェットの大判のロールプリンターです、これも1台。それに関連しましたパソコンで、総額240万円の入出同額の導入を考えております。

- ○森内一蔵委員長 山崎委員。
- ○山崎雅数委員 当初予算ではできなかったものが、お金が入ってくるということで使い道を決定されたというのはわかるんですけども、宝くじでコミュニティの関係に助成ということですから、それに使えということにはなるんでしょうけれども、コミプラの事業といったら、いろいる年度当初からの予定としてはあるわけで、入ってくるお金をそれに充てて、一般財源を温存するというようなことなんていうのは、財政当局とかと検討するということはないんですか。
- ○森内一蔵委員長 橋本課長。
- ○橋本市民活動支援課長 まず、コミュニティプラザの当初予算におきまして、 備品購入費は36万円計上いたしております。

36万円は、当初予算の計上の中で、 施設備品の破損等に伴う補充等で執行い たしたりする予算として計上いたしてお ります。片や今回、コミュニティ助成の 申請をいたしました分につきましては、 昨年の12月に申請書を提出いたしまし た。なかなか高額な備品購入等につきま しては、市の持ち出し等の執行がままな らない状況等もございます。そういった 中でコミュニティ助成を計画的に申請し ていく中で、施設備品として導入ができ ればと考えておるものでございます。

- ○森内一蔵委員長 山崎委員。
- ○山崎雅数委員 わかりました。

今、聞いて助成の申請もして、使い道 もきちんと決めてやられたということで すから、それはそれでいいと思うんです けどもね、私、思わず入ってきたみたい なお金であるなら、節約ということも考 えるべきなんではないかと思ったので、 聞かせていただきました。

- ○森内一蔵委員長 ほかに。 弘委員。
- ○弘豊委員 私のほうからは1点だけ、 先ほどご説明されました備品購入費の中 のインフォメーションディスプレイの設 備なんですけれども、具体的に設置の仕 方、場所等々、詳しく教えていただけた らと思っております。といいますのは、 コミュニティプラザは、まだ、オープン して2年というようなことで、そうした ものを新たに追加で置かないといけない のはなぜかということも含めて、お聞か せいただけたらと思います。
- ○森内一蔵委員長 橋本課長。
- ○橋本市民活動支援課長 ご質問いただきましたインフォメーションディスプレイですが、まず、液晶の大型画面のテレビといいますか、モニターです。それをコミュニティプラザ館内の1階ロビーに設置を予定しておりまして、さまざまな情報発信のツールとして活用していきたいと考えております。

例えば、映像情報なんですが、わかりやすい施設案内にも活用できるかなと。 会議やコンベンションホールの施設案内、 また、各種、そのときの講座等の案内等 にも活用できるかなと。あわせまして、 例えば地域のイベントとか、摂津市内に おけるイベントの情報発信、そういった 情報発信で、今のロビーにふさわしい、 また、華やかな演出ができる器具として も導入することで、利用者への情報サー ビスを兼ねた情報発信として、ますます コミュニティプラザが、それによって利 用、活用されていくことを期待しており ます。

- ○森内一蔵委員長 弘委員。
- ○弘豊委員 ということは、現在使われているレストランの入口の横にあるあの案内板は、そのまま利用した形で、それとは別の場所に、こういう画面を置かれるというようなことで理解してよろしいでしょうか。ちょっと確認で教えてください。
- ○森内一蔵委員長 橋本課長。
- ○橋本市民活動支援課長 インフォメーションディスプレイの設置方法ですが、 壁に直接つける固定というタイプではなくて、移動式のタイプで活用できるものも検討しておりますので、それでロビーにふさわしい位置等も今後、検討していきたいと考えております。
- ○森内一蔵委員長 弘委員。
- ○弘豊委員 大体理解できました。

確かに、コミュニティプラザに入ると、ロビーの中に広いスペースがあって、それはそれで落ちつくんだけれども、案内表示というようなことでいいましたら、現在出ているのは、館内で何をしているかというようなことと、掲示板等々もありますけれども、そうした状態では今、提案されているようなモニターができることで、更にさまざま活用できるのかなというようなことを感じました。

ただ、もう一つ気になっているのは、 コミュニティプラザがオープンしてから、 多くの市民の方が、表からの入口等々、 また、この施設が何なのかわかりにくい というようなことを言われます。開館当 初のころは、やはりなれていないという ようなこともあって、入口がどこなのか なということで、よくコミュニティプラ ザを利用される方が、保健センターの入 口のほうから入られて、こっちですかと いうような、迷われることが結構あった んですけれども、現在2年たったら、そ ういうのも解消されてくるのかなという ことを思ってましたけれども、新たに利 用される方もふえているというのもあり ますし、他市から来られて、摂津の駅前 にああいう施設がありますから、北摂地 域のいろんな取り組みなんかを合同でや るときには大変便利であるというような ことも聞いてますので、そうしたことで 利用されることがあるんですけれども、 そうしたときにあそこが、そうなんだよ というようなこと、また、回り込んだと ころが正面の入口だというようなことが、 やはり表看板としてわかりにくいという ようなことがあるかと思うんです。そう した声というのは、館長などの耳にも入っ ているかと思うんですけれども、改善し ていくようなことが考えられないのかな ということ。

以前はあそこのレストランのフロアが 閉まったままでしたから、そういうこと もあって、やはり正面と思われにくいと いうような部分もあったと思うんですけ れども、今あそこも使われている状態で すから、去年と比べると条件は変わって きているかなと思うんですが、そのあた りのところをちょっとお聞かせいただけ たらと思います。

- ○森内一蔵委員長 橋本課長。
- ○橋本市民活動支援課長 施設等の入口 案内の関係でございます。この間、南千 里丘のまちづくりの景観等の絡みがござ いますが、その中で保健センターの入口 の上には、その規制の中で表示看板を設

置いたしました。また、その入口の分に ついては我々も求めていきたいと考えて おりまして、引き続き検討して、適切な 案内ができるよう今後とも努めてまいり ます。

- ○森内一蔵委員長 よろしいですか。ほかに質問。南野委員。
- ○南野直司委員 大型インフォメーションディスプレイについての活用方法ですけども、ご答弁ありましたように大型のディスプレイを移動式で、1階ロビーに設置されて情報発信等々をされていくということですけども、あともう一つの大型プリンターと、それに伴うパソコンですね、これも活用方法があると思うんですけども、ちょっと中身について教えていただきたいなと思います。
- ○森内一蔵委員長 橋本課長。
- ○橋本市民活動支援課長 大型のプリンターでございますが、我々がいろんなイベント等の関係で補助的に大きなポスター、横断幕等を作成するときに印刷するのはもちろんですけれども、利用者といいますか、市民団体等が活用されることも十分視野に入れて利用促進を図っていきたいと考えております。

ちなみに、コミュニティ助成を、一昨年、文化スポーツ課も導入されて広報紙に掲載され、そういう利用案内もされております。そういったこともコミュニティプラザが、利用案内を、導入をお知らせしていく形になろうかと考えております。

- ○森内一蔵委員長 南野委員。
- ○南野直司委員 市民団体の方がイベント等で横断幕等々を作成されるときに活用していただくということであります。 もう少し詳細をお聞きしたいんですけども、これは市民団体の方が、いわゆるデータベースで、その横断幕のデータを持っ

ていって、それでコミュニティプラザの 職員の方が、それをもとに作成されてい くのかなと思うんですけども、それは無 料でやっていただけるかどうか、お聞き したいと思います。

- ○森内一蔵委員長 橋本課長。
- ○橋本市民活動支援課長 大型プリンターの印刷物の作成等に関しての件でございますが、通常、普通に使っておられるA 4、A3レベルから、そのまま拡大したA0なりの大きい印刷仕様の設定等、なれない操作も伴うかと思います。そういった形では、やはりコミュニティプラザに置く特性、我々が居るという利便性もあわせて何らかの補助作業は必要と考えております。

それと、費用等の関係ですけども、やはり紙代、インク代等かなりかかるものでございます。そういったものについては、一定の費用負担、現物負担等も十分視野に入れて、利用案内をしてまいりたいと考えております。

- ○森内一蔵委員長 ほかにないですか。 本保委員。
- ○本保加津枝委員 ただいま質問がありました大型プリンターの件なんですけれども、今ご答弁で、一定の現物負担ということでありましたけれども、この現物負担の内容について、もう少し詳しくお聞かせをいただきたいと思います。
- ○森内一蔵委員長 橋本課長。
- ○橋本市民活動支援課長 大型プリンターの関係でございますが、先ほど触れました、先行して文化スポーツ課がご案内している分を参考にさせていただきますと、紙等を持ち込みという形で、今現在案内されております。

そういった形でいいますと、それらに も準じた形で運用方法を案内していくの かなと、今現在は考えております。

- ○森内一蔵委員長 本保委員。
- ○本保加津枝委員 紙等ということでし たけれども、現状は、これカラープリン ターになりますよね。 ということはかな り大きなサイズで、そのカラープリント をするということにつきましては、紙は 持ち込みでやっていただくということは 当然のことかと思うんですけれども、や はりインク代等ですね、ランニングコス トがかかってくると思うんです。メンテ ナンス料も必要だと思いますし、将来的 な負担について、やはりもう少しそこは 慎重に考えていただいて、利用される方、 市民団体等を中心にという、先ほどのご 答弁でしたけれども、スタート時点から 先例に合わせてということではなくて、 やはりコミュニティプラザとして、しっ かりと対応を考えてスタートをしていた だくことが大事ではないかなと考えてお ります。

やはり、一定の方だけが利用されるという形になりますと、市民の皆さん、活用されない方を含めて、頻繁に活用される方とそうでない方の中に、万が一不公平感といいますか、そういったものが残るということも、やはり考慮に入れていただいて、スタートする時点から、そういった点も踏まえて慎重に考えていただきたいなと思います。

やはり、将来的にこれが、かなりのコスト面で負担になってきたときに、経費のほうは上がってくるということについては、やはりそれを市のほうで処理していくということになりますと、いかがなも考えておりますので、スタートの時点で横に倣えではなくて、コミュートの時点で横に倣えではなくて、コミュートで、きちんと将来的にも安心して、皆さんにご利用いただけるように図って、慎重

にですね、負担が将来的に大きくなった 時点で、有料化するとかというようなこ とではなくて、やはり最初から無料でス タートをすると、途中で有料化するこれを はりそれまで利用された 方等については、やっぱり不満が残ると 思いますし、この辺をよくよく考えてい ただいて、将来的なランニングコストい ただいて、紙の持ち込みだけで本当にい のかということで、応分の負担を考えた 上で、慎重にこの活用についてメタート をしていただきたいなと思いますので、 その点についてはよろしくお願いしたい と思います。

○森内一蔵委員長 よろしいですか。 ほかにないですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森内一蔵委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時21分 休憩) (午前10時22分 再開)

○森内一蔵委員長 それでは再開をいた します。

議案第42号所管分の審査を行います。 本件については、補足説明を省略し、 質疑に入ります。

質疑のある方。

弘委員。

○弘豊委員 住民基本台帳法の一部改正 及び外国人登録法の廃止に伴う関係条例 の整備に関する条例制定の件ということ でありますけれども、今回、この条例が 出されてきて、なかなか外国人登録にか かわってというようなことでいうと、多 くの市民の方にはなじみがないというよ うなことになるのかなと思ったんですが、 関係される方も、やはりいらっしゃると。 決して少なくないのかなということも感 じているところですが、この間、ホーム ページを開けてみましたら、既に4月の時点で、この7月から外国人住民に関する制度が変わりますというようなことで案内も出されているところかと思うんですが、中身を見てましたら平成21年、3年前に法改正がされて、出入国管理及び難民認定法にかかわっては、既に変わっているというふうに理解しています。

この住民基本台帳法にかかわっては、この7月にということでの、こうしたタイムラグの件ですね、どうして、そうなっているのかというようなことと、この間、この法改正の中で実際、市民の方に出ている影響なんかが、もし担当課のほうでわかれば教えていただきたいなと思っております。

- ○森内一蔵委員長 船寺課長。
- ○船寺市民課長 今回の法改正につきましては、住民基本台帳法の改正に関する法律が、平成21年7月15日に公布されて、この平成24年7月9日に施行されるということになっております。

外国人登録法につきましては、各国の 国民の方もおられますし、入国される方、 出て行かれる方もありますので、周知期 間等を一定おかれたと、我々は考えてお ります。

そして、具体的にどのように変わるかということにつきましては、今まで外国人登録をされていた方で、90日以上日本におられる方につきましては、外国人登録法というのがなくなりますので、住民基本台帳に記録されるという形になります。

今までも外国人登録法に基づいて、い ろいろな住民サービスを受けておられま したけども、住民基本台帳に記載される ことによりまして、何らその辺の住民サー ビスに変更等はないと、市民課では考え ております。

- ○森内一蔵委員長 弘委員。
- ○弘豊委員 3年前に、この法改正がさ れてというようなことで、この3年は一 定の周知期間だったのかなということも、 今ご説明されましたけれども、いろいろ 資料、過去の報道なども見ていましたら、 入管法の改正の点では、不法滞在されて いる方に対する取り締まりが厳しくなっ ている、ある意味、強制的に帰国せよと いう、そういう指示が出されるようになっ ているというようなこと等々が、影響し てきているというようなことで聞き及ん でいるんですけれども、この住民基本台 帳法が変わるというようなことにかかわっ ては、そうしたこととは切り離した問題 であると考えて構わないのかどうか、そ の点確認のため聞いておきたいと思いま す。
- ○森内一蔵委員長 船寺課長。
- ○船寺市民課長 住民基本台帳法に載るということにつきましては、システムの改造でありますとか、ご存じのように住民基本台帳番号というのがございまして、一元管理されております関係、それと法の所管が総務省と法務省に分かれますので、その辺の連携の関係等があるので、法が通ってからの準備期間があったということで考えております。
- ○森内一蔵委員長 弘委員。
- ○弘豊委員 了解いたしました。

最後に、1点だけ確認のため聞いておきたいんですが、総務省のホームページのほうで今回の、この改正にかかわる資料を見ていましたら、ご注意くださいということで、ことしの7月7日、8日を中心に住民票の写し等の交付サービス、これを一時的に停止することがありますというようなことが書かれているわけなんですけれども、今のところ摂津市は、自動交付やコンビニ交付などはやってい

ないわけで、そうしたところは、このことは関係ないと理解していてよいのかどうか、その点の確認だけお願いしたいと思います。

- ○森内一蔵委員長 船寺課長。
- ○船寺市民課長 今、総務省のほうから 連絡が行っております7日、8日の自動 交付機でありますとか、コンビニ交付の 利用ができないというお知らせですが、

「市によっては」と書いておられます。 摂津市に影響が出るのは、土曜日の午前 中に市民サービスコーナーをやっておる という状況がありますが、今のところシ ステムの切りかえが行われる間も市民サー ビスコーナーについては、通常どおり営 業する方向で業者と打ち合わせをしてお りますし、その方向でやる予定にしてお ります。

- ○森内一蔵委員長 ほかに。 山崎委員。
- ○山崎雅数委員 先ほどの弘委員の議論を踏まえてなんですけども、基本的に外国人登録をされていれば、7月から自動的に住民基本台帳に載ると考えていいのかと思うんですけれども、先ほど不法滞在云々の話もありましたけども、何らかの問題があって、住基台帳に移れないというような方がいらっしゃらないのかどうか。

それから、そういった住民サービスが、要するに90日以上の滞在で、サポートが受けられないような状態にある方のサポートの体制というのは、日本国民と同様に、実際あるのかどうか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

- ○森内一蔵委員長 船寺課長。
- ○船寺市民課長 3か月を超えて在留される方が、その在留延長の手続をされなければ住民票に記載されなくなるというのが、今回の改正の内容になりますけれ

ども、通常、そういうことがないように 周知等もされると考えておりますし、適 正な手続をされている方については、住 民基本台帳に必ず載ってくると考えてお ります。

それと、非正規で滞在の外国人であるとかが、そういう住民基本台帳から排除されてしまうというご心配はあると思いますけども、今、外国人住民の行政サービスは、個々の行政サービスの中で、住民基本台帳に載っておられない方でもサービスを受けているケースはあると思ります。福祉でありましたり、教育でありましたり、化登外という取り扱いで。例えば、DVでありましたりとか、兄童虐待でありましたりとか、そういう方は、サービスを普通に受けておられますので、その辺については、外国人でありましても、その辺については、外国人でありましても、その状況、状況によって対応していただけるものと、我々は考えております。

- ○森内一蔵委員長 山崎委員。
- ○山崎雅数委員 ぜひしっかりと、外国 人であっても、それこそ住民サービスと いうか、サポートをしっかりしていただ きたいと思うんです。

私も、留学生の方なんかも国民健康保険に入れたりとか、ちゃんとしているのは知っているんですけれども、本来なら旅行中に何かあったら、旅行保険なんかにも入っておくべきなんでしょうけれども、中にはそれもやっておられない方や、国保の手続なんかもとっておられないというような方がいて、急な病気とか、それこそ私の知ってる方は、出産されてしまったんですけども、もう大変なことになってというようなことがありましたので、またそういったサービスなんかも、ご紹介方々、しっかりしていただければと思います。

○森内一蔵委員長 ほかに。

南野委員。

○南野直司委員 7月9日から外国人登録制度が廃止されて、新たな制度になりますということで始まるわけですけども、 摂津市にも外国人の方がたくさんいらっしゃると思います。日本語がわかる方がほとんどかなと思うんですけども、その周知方法をどのようにされたのか、お聞かせいただきたいなと思います。

○森内一蔵委員長 船寺課長。

○船寺市民課長 基本的には、先ほど質 問の中にもありましたホームページであ りますとか、窓口での更新時であるとか、 切りかえに来られたときに周知しており ますし、外国人住民の方には、今回全員 に仮住民票という形で、「あなたは、こ ういう形で住民票に載りますよ」という 形でお送りさせていただいておりますの で、そのことで必ず、市内にお住みで、 我々が把握している外国人登録をされて る人には、皆さんに仮住民票を送ってお りますので、それを見ていただいていま す。その中に、今後は外国人登録証がな くなる、在留カード、特別永住者証明書 というのが新たに発行される、そういう 制度に変わりますということもお知らせ しておりますので、その辺については大 丈夫だと思います。

○森内一蔵委員長 よろしいですか。ほかにないですか。以上で、質疑を終わります。暫時休憩します。

(午前10時34分 休憩) (午前10時35分 再開)

○森内一蔵委員長 それでは、再開いた します。

議案第41号の審査を行います。 本件については、補足説明を省略し、 質疑に入ります。

質疑のある方。

弘委員。

○弘豊委員 議案第41号の件ですが、 歳入歳出ともに同額を計上されていて、 特別調整交付金で入ってきた額を、特定 健康診査受診勧奨委託料ということで使 われるということで記載されているわけ ですが、今回、この495万円ですね、 どういった形の執行になっていくのか聞 かせていただきたいと思います。

また、この特定健康診査の受診勧奨は、 これまでもずっと続けて、力も入れてやっ てこられているかと思うんですが、この 受診率の推移などについても、あわせて お聞かせいただきたいと思います。

- ○森内一蔵委員長 堤次長。
- ○堤保健福祉部次長 それでは、弘委員 のご質問にご答弁申し上げます。

まず、歳入で国の特別調整交付金を充ててございます。これは、平成24年4月6日に、国民健康保険の保健事業に関する助成についてという通知が、厚生労働省から参りまして、平成24年度も引き続きこういう形で、特定健診の受診勧奨事業に補助がされるということになりましたので、このたび補正予算を上げさせていただいたものでございます。

内容につきましては、特定健診の未受診者対策といたしまして、平成24年度の特定健診対象者の方で未受診の方全員に対しまして、コールセンターを設置しまして、電話による受診勧奨、あるいははがきによる勧奨を行うというものでございます。

平成22年度、23年度と継続して、 受診勧奨事業をやらせていただいており ますが、平成22年度の受診勧奨事業に つきましては、40代、50代の、いわ ゆる働き盛りといわれる層の受診率が非 常に低いところから、40代、50代の 未受診者の方にアンケートを実施させて いただいて、その結果を平成23年度に 反映させていただいております。平成2 3年度につきましては、平成22年度の 受診勧奨において、アンケートにご回答 いただいた方に対して、受診の勧奨の事 業をさせていただいたというものでござ います。

それで、平成22年度の事業でアンケートをいろいろちょうだいした分につきましては、平成23年度の改正で、改善をさせていただいたところでございます。

平成23年度に改正させていただいた もので一番大きなところは、受診券の送 付につきまして、市民健診のときには毎 月ということでさせていただいてたのが、 その制度が変わって12月まで、あるい はその年度までとかいうことで、いろん な制約が毎年のように変わってまいりま したので、お送りする時期が全く一定し ないということで、被保険者の方にもい ろいろとご迷惑をおかけしておりまして、 受診勧奨事業もなかなか効果が上がらな いというところがありまして、平成23 年度からは年度の当初に一括でご送付さ せていただきまして、ただ、それだけで はその魅力が少ないということで、がん 検診のクーポン券とのセットでさせてい ただいたというような状況でございます。

あと、ポスターを掲示させていただいたり、問診票を事前にお送りさせていただいたり、いろんな対策をさせていただいたところでございます。

受診率につきまして、その推移でございますが、平成20年度は26.4%でございました。平成21年度は、法定報告ですが28.1%となりました。平成22年度につきましては、受診勧奨の効果等もありまして、若干ですが、28.8%ということで、微増ということになっております。平成23年度は、まだ最終

的な結果は出ておりませんが、実際には 制度の変更等もあった影響もあるのかも しれないんですけれども、やや下がって おります。

こういった事業、受診勧奨をやっているにもかかわらず、なかなか効果が上がらないということに関しましては、摂津市の被保険者の状況、つまり被保険者の異動が非常に激しいという状況が、実はあると思うんです。この事業ではござ座ませんが、平成21年から国保の口座振替の勧奨事業を力を入れてやっておりの作以上を、新規の口座振替として獲得をしているんですが、口座振替をやっておられる方で、被保険者でなくなる方が1,000件近くございまして、1,000件ふえてもとんとんというような状況が続いております。

特に、団塊の世代の方よりもちょっと 高齢ぐらいの方というのは、非常に受診 率が高うございますんで、その方が後期 高齢者になられたりしますと、国保の受 診者数が大幅に減少してしまうみたいな ことが実際にはございますので、更に力 を入れていきたいと考えております。

○森内一蔵委員長 弘委員。

○弘豊委員 この間、何度かこの特定健 診の受診勧奨にかかわって、委員会等々 で質問もさせてもらって、担当課でも随 分ご苦労されて頑張っているなと思って るところなんですが、その一方で、なか なか受診率が伸びないということにつか ても、問題意識も持ってるところなんですが、どうしてかなと考えたときに、例 えば健診を受けて、何かしら病気が見つ かったとして、それをちゃんと治すため の治療費なんかが確保できるだろうかと いうこと等々も、もしかしたらあるんじゃ ないかなと思うんです。それは、この間 の保険料の減免世帯や、また滞納世帯や、 そういうのが本当に多くなっているということからしても、保険料を払っているけれども、本当にその医療が必要なときに、医療が受けられるのかという、そういう声というのは、やはり国保の加入世帯で多くあると私、思うんです。

そうした意味では、やっぱり構造的な ところに、この受診率が上がらない原因 があるのか。単に、その被保険者の意識 の問題だけではないんじゃないかなとい うことですね。

一生懸命、その受診勧奨をやっているけれども、それに見合った効果につながってこないというようなところに、ある意味そういうことも考えるんですが、そうしたことについては、担当課としてどう思われるかお聞きしたいと思います。

それから、6月は国民健康保険の減免の申請月ということで、市役所に来られる方等々が多いんじゃないかと思うんです。そうした方たちに対するアプローチも、一定必要じゃないかな。

また、滞納されてる方に、収納の働きかけですね、そういったこともされる。これもやっぱり被保険者の人との接触でありますから、そういったときにも、単に保険料を払ってくださいねだけでない、お体、大丈夫ですか、健康ですかということもあわせて、健診に行っておられなければ、働きかけるような、そういったことも必要ではないのかなと思っています。

そして、何よりやっぱり病気になったときには、きちんと医療が受けられる、そういうことの案内ですね。これは、一部負担金の減免制度であったり、また、無料低額診療であったり、そういうのもありますよということで、以前にも、その収納係の方が、そういうことを言って医療につなげるという、そういう例もあ

るということも聞いてますから、そうした努力もあわせて行っていくことが大事なのかなと思って、これは要望としておきますけれども、よろしくお願いいたします。

○森内一蔵委員長 堤次長。

○堤保健福祉部次長 それでは、構造的なところに受診率が上がらない原因があるのではないかというお問いに、ご答弁させていただきます。

先ごろ、厚生労働省のほうで保険者による健診、保健指導に関する検討会というものが行われております。特定健診が始まりまして、平成24年度が5年目ということになりまして、平成25年度からまた新たな第2期が始まるわけなんですが、それに当たりまして、そういった総括をされておるところでございます。

平成24年度の特定健診の市町村国保 における参酌標準ですね、目標とすべき 基準がありまして、それが65%となっ ております。

実際に、65%に到達をしている保険者というのはほとんどございませんで、最も多いのが30%から35%であるということになっております。

本市の場合は30%未満ということで、 若干低い基準にはなっておるんですが、 大阪府下の平均を見ますと、平成22年 度の大阪府下が26.55%に対して、 摂津市が28.83%ということで、大 阪府下に比べると、若干上回っているよ うな状況でございます。

これが単一の健保組合で見ますと、参 酌標準は80%と、高目に設定されてお るんですが、実施率で最も多いのが70 %から75%となっておりまして、やは り、その保険組合によって構造的な違い があるのかなというのは感じておるとこ ろでございます。 先ほども弘委員がおっしゃられたように、国保に入っているメリットということで、特定健診が無料で受けられますよといったことは、折に触れて被保険者の方が窓口にお見えになった場合などに、ご案内はさせていただいてるんですが、平成22年度の特定健診の調査のときに、アンケートにお答えていただいたように、時間がないというのが、やっぱり一番大きな原因なのではないかなと考えておるところでございます。

- ○森内一蔵委員長 弘委員。
- ○弘豊委員 ありがとうございます。

最後に、ちょっと意見だけ言っておき たいんですけれども、今言われた65% という国が定めている基準ですね、この 特定健診が始まったころから、一定受診 率を上げないとペナルティーがあるみた いなことが言われてきて、そういう意味 では、現場といいますか、この実態を把 握しないような形で、そういう基準が設 けられているということに対しては、や はり厳重に抗議といいますか、声も上げ て、はね返していってほしいと思うとこ ろなんです。かといって、その受診勧奨 が要らないということになると、決して そうではない、市民の健康を守っていく という、そういう本来の意味で、やっぱ りここのところでは、しっかり取り組ん でもらうということと、引き続き頑張っ ていただきたいということをつけ加えて、 私のほうからは以上とさせていただきま

- ○森内一蔵委員長 ほかに。 山崎委員。
- ○山崎雅数委員 受診率ですけれども、 以前から要望しております国保が行う健 診事業に対する、休日への拡充の検討と いうのはどうなっておりますか。
- ○森内一蔵委員長 堤次長。

○堤保健福祉部次長 休日の実施につき ましては、保健センターでの実施につい ては、いろいろとまた制約がありまして、 今、保健センターと協議をしておるとこ ろでございますが、まず、平成22年度 から行っておりますのが、土曜日に実施 できる医療機関の紹介ということをさせ ていただいてます。医師会のご了解をい ただいて、どの医院であれば土曜日の午 前中に特定健診が受診できるか、という ことをご案内させていただいているとこ ろでございまして、平成24年度からは ホームページにも記載させていただいて、 ここだと土曜日に健診が受けられますよ、 ということで今ご案内を差し上げている ところです。

協議が整いましたら、保健センターの 集団検診につきましても実施をしていき たいと考えておりますが、これも医師の 派遣の体制とか、諸問題がございますの で、できる限り早く実施をしていただき たいと思っておるところですが、相手の あることなので、これは引き続き強く要 望していきたいと考えております。

- ○森内一蔵委員長 山崎委員。
- ○山崎雅数委員 やっぱり個人事業主というか、職人で国保に入っている方がたくさんいらっしゃるんで、どうしても日曜日しか休めないという方、結構いらっしゃるということですので、ぜひとも拡充のほう、お願いをしたいと思います。 ○森内一蔵委員長 ほかにないですか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森内一蔵委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前10時52分 休憩) (午前10時55分 再開)

○森内一蔵委員長 それでは、再開いた

します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森内一蔵委員長 討論なしと認め、採 決をいたします。

議案第40号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森内一蔵委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

次に、議案第41号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森内一蔵委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

続いて、議案第42号所管分について、 可決することに賛成の方の挙手を求めま す。

(挙手する者あり)

○森内一蔵委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定 をいたしました。

暫時休憩をいたします。

(午前10時56分 休憩)

(午前10時58分 再開)

○森内一蔵委員長 それでは、委員会を 再開いたします。

本委員会の所管の事務調査について、議題としたいと思います。

視察事項について、協議をいただきた いと思いますので、よろしくお願いいた します。

暫時休憩します。

(午前10時58分 休憩)

(午前11時20分 再開)

○森内一蔵委員長 それでは、委員会を 再開いたします。

委員会の視察についてでありますが、

東日本大震災の関係で、がれき処理の問題、ボランティア、医療支援等々出ましたが、視察項目は老人福祉ネットワーク、それから障害者福祉ネットワーク、そして福祉ボランティア、今回はこの三つの項目に絞って先進市の視察を行いたいと思います。

日程につきましては、7月中旬以降8 月初旬の間にということで、今後協議を 進めたいと思います。

本日の委員会は、この程度にとどめ、 以上で、本委員会を閉会いたします。 (午前11時21分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

民生常任委員長 森 内 一 蔵

民生常任委員 本 保 加津枝